

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 川越市の概要【川越市地域防災計画】

本市は、埼玉県の南西部に位置し、東京都心から30km圏内にあり、北は坂戸市、川島町、東は上尾市、さいたま市、富士見市、南はふじみ野市、所沢市、三芳町、西は狭山市、日高市、鶴ヶ島市に隣接している。

地勢としては、関東平野の中西部に位置し、本市の南部、西部から中央部まで平坦な武蔵野台地の東北端に位置している。また、北部、東部は低層な沖積平野で、本市域はほとんど高低差の無い平地である。また、荒川が本市の東部を、入間川が西部から北部を回って東部へと本市を取り囲むように流れており、さらに新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れるなど、10の一級河川が流れている。

■本市の地勢



本市の地形は、洪積台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。この地形を構成する地盤は、台地部が比較的固結度の高い関東ローム層から構成されているのに対して、低地部は主に粘土層あるいは泥炭層（腐植土層）など固結度の極めて低い軟弱地盤から構成されている。

このため、台地部は地震時における増幅特性が小さく（震度が小さい）、また振動の周期が短くなりやすいことから、木造建物などへの被害は小さいと考えられる。一方、荒川及び入間川沿いの低地部は、地震時における増幅特性が大きく（震度が大きい）、また周期の長い振動が起りやすいことから、木造建物などへの被害が大きくなるとともに、浅層部に砂層が分布する砂質地盤のところでは液状化が起りやすいことにより、ライフライン（地下埋設管）の被害も大きくなると考えられる。

このように、本市における地震時の被害は、台地部よりも低地部の危険性が大きいと考えら

れる。

また、これらの低地部では、浸水による被害も大きくなると考えられる。例えば、荒川、入間川のような大きな河川が氾濫した場合、低地部の大部分が浸水する大きな被害が予想される。

一方、台地を刻んだ低地を流れる小河川が氾濫した場合には、流域内が宅地化され、地表がアスファルトやコンクリートで覆われていることから、雨水を地中に浸透させる機能や一時的に貯留させる保水機能が低下し、浸水が発生する危険が高まっている。

(2) 川越市における災害の履歴【川越市地域防災計画】

① 地震

本市において発生した地震災害のなかで最も大きなものは、1923 年（大正 12 年）の関東大地震（関東大震災）である。この地震では、本市の震度は 5～6 程度であったと推定される。

市域全体では、人的被害は死者数 10 人、負傷者 6 人となっている。建物被害は全壊数 88 戸、半壊数 69 戸、破損程度も含めると建物被害総数 1,121 戸となっている。

また、2011 年（平成 23 年）に発生した東日本大震災（日本における観測史上最大規模の M9.0 を観測）では、本市でも震度 5 弱を記録している。

② 風水害

本市域における昭和 33 年以前の主な水害では、荒川・入間川本川の堤防決壊及び溢水を伴っていた。その後、両河川の河川改修の進捗により、大河川の水害は減少し、新河岸川をはじめとする中小河川による被害が主要なものとなっていたが、近年は、気候変動に伴う温暖化の影響もあり、風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では、越辺川の堤防決壊により市内で浸水被害が発生した。

過去に繰り返し浸水害のみられた地区は、市街地周辺、古谷、南古谷等の新河岸川左岸及び入間川右岸の地区である。

《本市における水害履歴のうち人的被害や住宅被害の記録が残る主なもの》

- (a) 昭和 22 年 9 月のカスリン台風
- (b) 昭和 41 年 9 月の台風第 26 号
- (c) 昭和 57 年 9 月の台風第 18 号
- (d) 平成 10 年 8 月の集中豪雨
- (e) 平成 29 年 10 月の台風第 21 号
- (f) 令和元年 10 月の東日本台風

これらの台風等による豪雨では、人的被害の出たものもあり、住宅被害においても全壊、半壊、床上浸水などの多くの被害を出している。



平成 29 年台風第 21 号による浸水
（寺尾地区）



令和元年東日本台風による浸水
（下小坂地区）

【出典：川越市国土強靱化地域計画】

(3) 川越市における災害の被害の想定【川越市地域防災計画】

① 地震

想定される地震災害としては、埼玉県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」(平成 25 年)によると、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震、関東平野北西縁断層帯地震の 5 つの地震が想定されており、このうち最も大きな被害をもたらすと想定される地震は「関東平野北西縁断層帯地震」である。

この地震が発生した場合、本市における最大震度は 7 であり、被害程度としては、建築物被害は、全壊数 3,361 棟、半壊数 8,070 棟、焼失数 1,069 棟と予想されている。人的被害については、死者数 215 人、負傷者数 1,627 人、避難者数(1 日後) 18,006 人、帰宅困難者数(最大) 47,399 人と予想されている。

また、最も切迫性の高い地震と想定される「東京湾北部地震」が発生した場合、本市における最大震度は 6 弱であり、被害程度としては、建築物被害は、全壊数 27 棟、半壊数 144 棟、焼失数 57 棟と予想されている。人的被害については、死者数 0 人、負傷者数 23 人、避難者数(1 日後) 338 人、帰宅困難者数(最大) 46,790 人と予想されている。

《想定される地震の本市における被害想定》

項 目			想定地震	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型関東 地震	立川断層帯 による地震 (破壊開始点南)	関東平野北西縁 断層帯地震 (破壊開始点南)
本市の最大震度				6 弱	5 強	5 強	6 弱	7
建物被害 (棟)	全壊数			27	117	14	21	3,361
	半壊数			144	204	46	296	8,070
	焼失数	冬18時, 8m/s		57	36	37	70	1,069
人的被害 (人)	死者数	夏12時, 8m/s		0	0	0	0	109
		冬5時, 8m/s		0	0	0	0	215
		冬18時, 8m/s		0	0	0	1	155
	負傷者数	夏12時, 8m/s		18	5	7	53	1,250
		冬5時, 8m/s		16	3	4	44	1,627
		冬18時, 8m/s		23	8	9	58	1,267
1 日後避難者数 (人)		冬18時, 8m/s	338	589	187	426	18,006	
帰宅困難者数 (人)		平日12時	46,790	25,643	45,169	40,736	47,399	
ライフライン	上 水 道 (断水人口)			45,681	208	272	5,581	89,906

【出典：埼玉県地震被害想定調査 報告書】平成 25 年 11 月

② 風水害

洪水災害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良から起こる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市の場合、市域を荒川、入間川をはじめとする 10 の一級河川が流れており、過去には大きな洪水被害が発生している。

そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた結果、近年まで、これら河川の氾濫は起きていなかった。しかし、気候変動に伴う温暖化の影響などから、風水害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風では越辺川の堤防が決壊し、市内で浸水被害が発生した。

洪水予報河川及び水位周知河川については、水防法第14条に基づき、降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（洪水浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

また、洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理区間の河川については、県が水害リスク情報図を作成・公表している。

現在、公表されている洪水浸水想定区域及び水害リスク情報図のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

■荒川、入間川流域及び新河岸川流域の浸水想定について

指定河川名及び流域名	洪水浸水想定区域図等名称	作成者	指定の前提となる対象降雨の規模
荒川 入間川 流域	荒川水系荒川 及び入間川流域 洪水浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	想定最大規模 荒川流域の3日間総雨量 632mm 入間川流域の3日間総雨量 740mm
入間川 流域	入間川流域 洪水浸水想定区域図 ・水害リスク情報図	埼玉県	想定最大規模 入間川流域の3日間総雨量 740mm
新河岸川 流域	新河岸川流域 洪水浸水想定区域図 ・水害リスク情報図	埼玉県	想定最大規模 新河岸川流域の2日間総雨量 746mm

一方、内水氾濫については、令和4年度に対象降雨を従来の既往最大降雨から想定最大規模降雨に見直しして、地形の高低差などから浸水が想定される範囲やその深さを表示した図面（雨水出水浸水想定区域図）を作成した。

現在、公表されている雨水出水浸水想定区域は次のとおりである。

■内水の浸水想定について

対象区域	浸水想定区域図等名称	作成者	指定の前提となる対象降雨の規模
市内全域	雨水出水浸水想定区域図	川越市	想定最大規模 1時間雨量 153mm

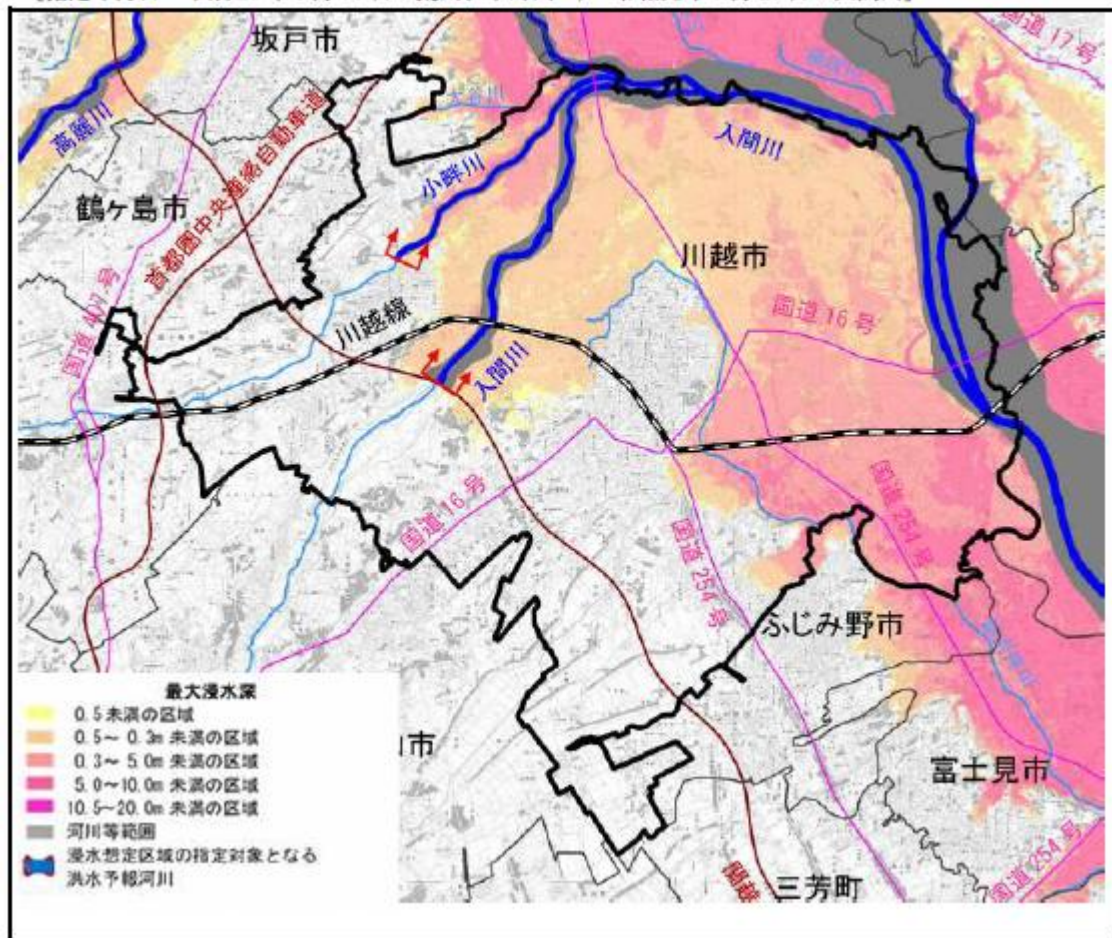
○荒川及び入間川流域浸水想定区域

荒川及び入間川流域に想定最大規模の大雨（荒川流域 3日間総雨量 632mm、入間川流域 3日間総雨量 740mm）が降り、かつ荒川及び入間川流域の国土交通省管理区間の堤防が決壊した場合の浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると、本市の北西部から本庁地区を除く東武東上線の北側がほぼ浸水し、低地部においては浸水深が5m以上になると予測されている。

■荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

〔指定年月日 平成28年5月30日：荒川、小群川 / 令和元年6月20日：入間川〕

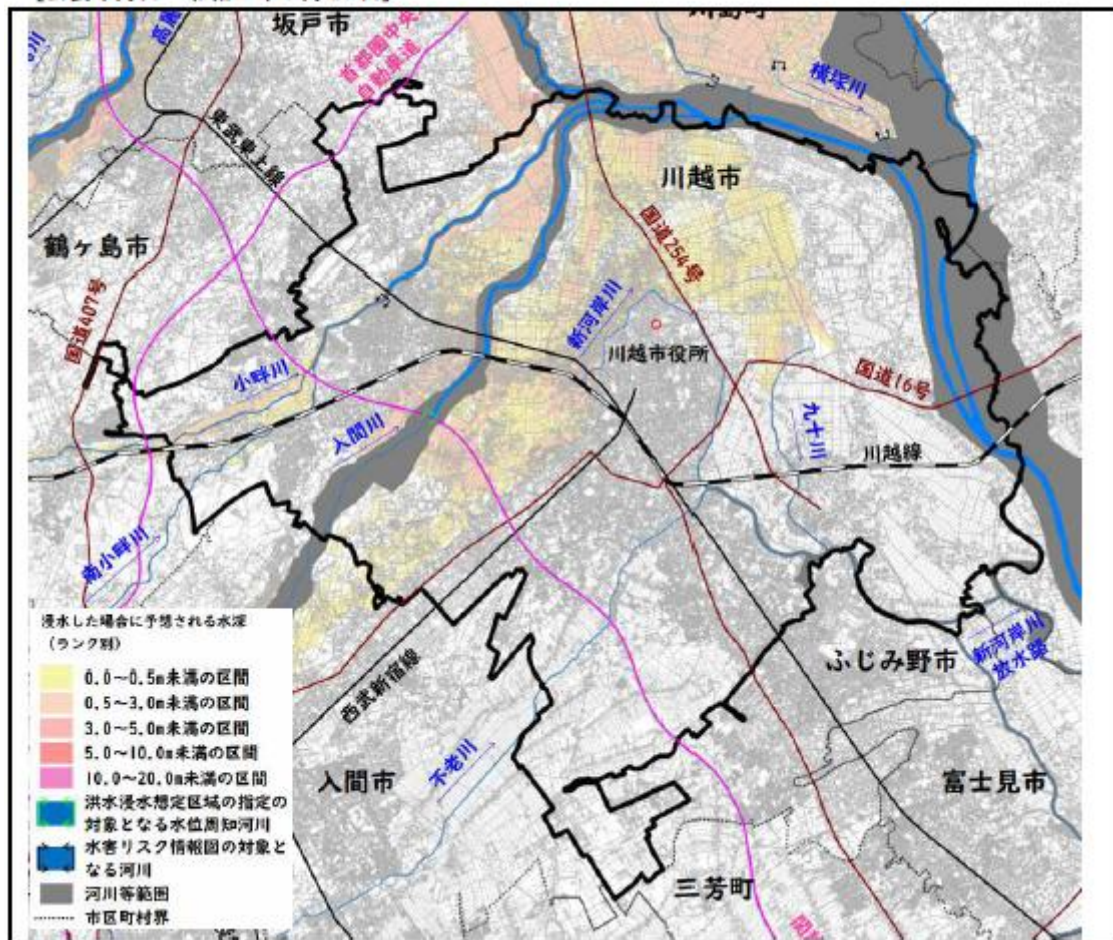


また、入間川流域に想定最大規模の大雨（入間川流域 3日間総雨量740 mm）が降り、かつ入間川流域の県管理区間（国土交通省管理区間より上流）の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は次図に示すとおりである。

これによると、小畔川と国道16号に挟まれる地域のうち、本庁地区や入間川の下流部を除く区域で広く浸水し、0.5m 以上3.0m 未満の浸水深となる区域が散在する予測となっている。

■入間川流域 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）

【公表年月日 令和2年5月26日】



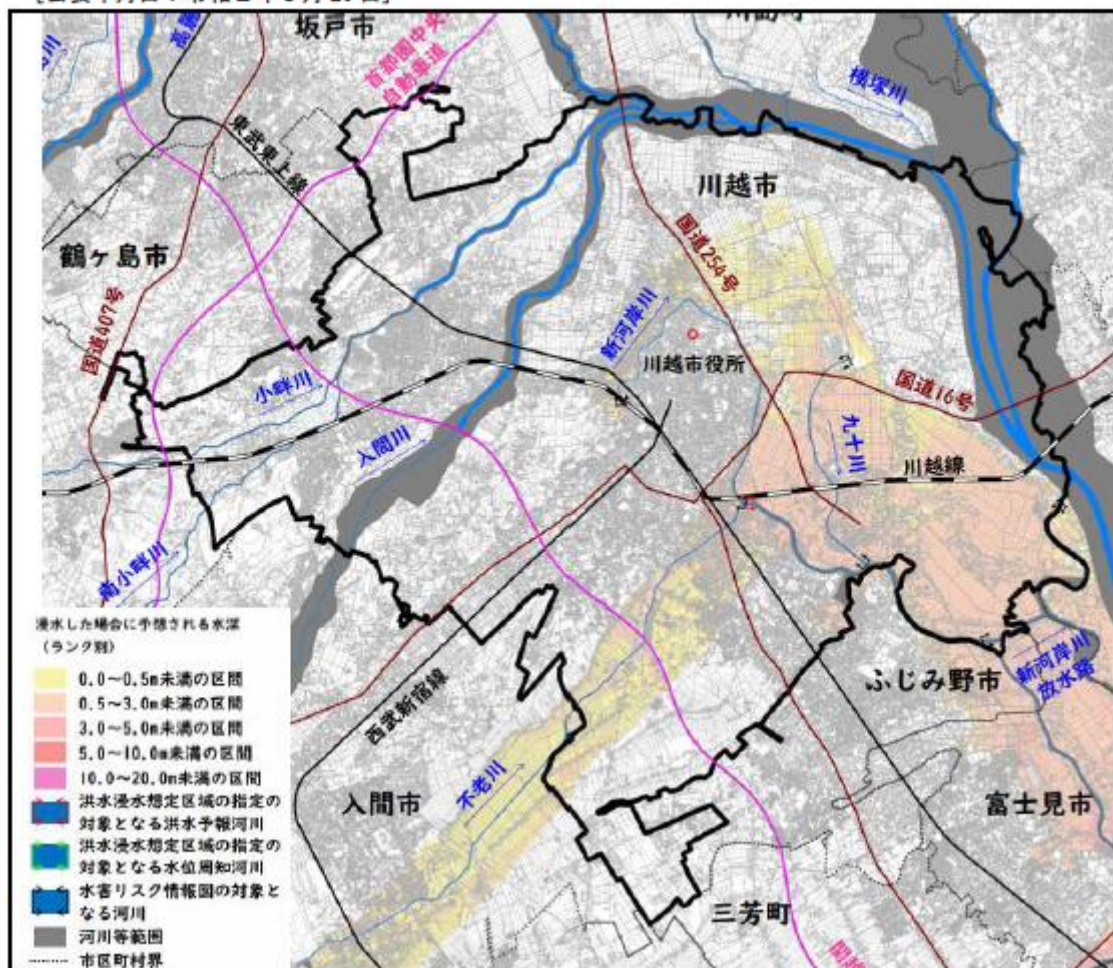
○新河岸川流域洪水浸水想定区域

新河岸川流域に想定最大規模の大雨（2日間総雨量746mm）が降り、かつ新河岸川流域の県管理区間の堤防が決壊した場合の洪水浸水想定区域は、次図に示すとおりである。

これによると、洪水浸水想定区域は、荒川の堤防が決壊した場合に比べると地域が限定され、避難が必要と考えられる浸水深0.5m以上（床上浸水）の区域は、局所的に不老川と新河岸川との合流地点付近に分布するものの、主として国道16号より南側の新河岸川に沿った、本庁地区、高階地区及び南古谷地区の一部と考えられる。

■新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図

【公表年月日：令和2年5月26日】



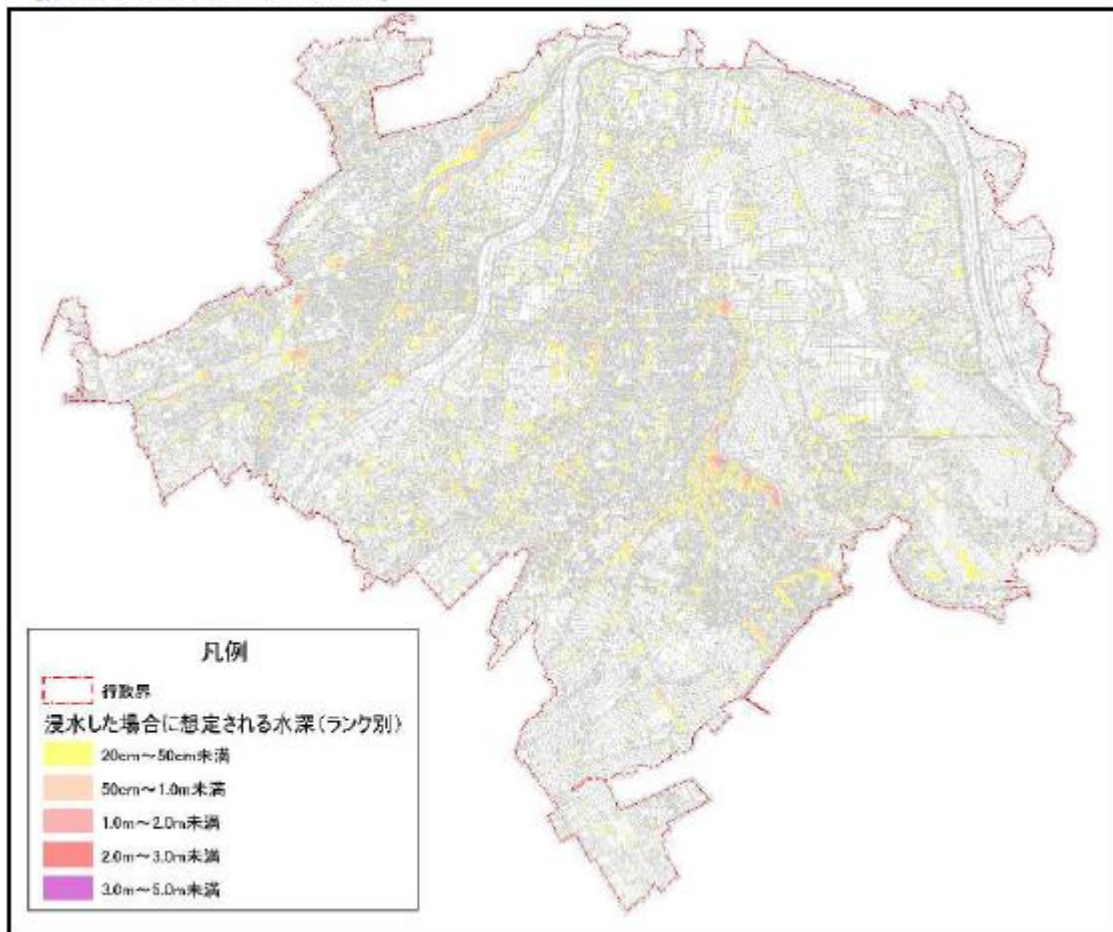
○雨水出水浸水想定区域

川越市内に想定最大規模の降雨（1時間降雨量153mm）が発生した場合に、雨水出水による内水氾濫が想定される浸水区域は、次図に示すとおりである。

地形情報によるシミュレーション結果ではあるが、市内各所において、地形の高低差が大きい箇所では床上浸水（浸水深0.5m以上）が発生し、アンダーパスや河川の周りなどにおいては、浸水深が2m以上となる区域が散在する予測となっている。

■雨水出水浸水想定区域図

【指定年月日：令和5年10月1日】



③ 感染症

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等にかかる対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(a) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

ア) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ) 流行のピーク時の患者数になるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。

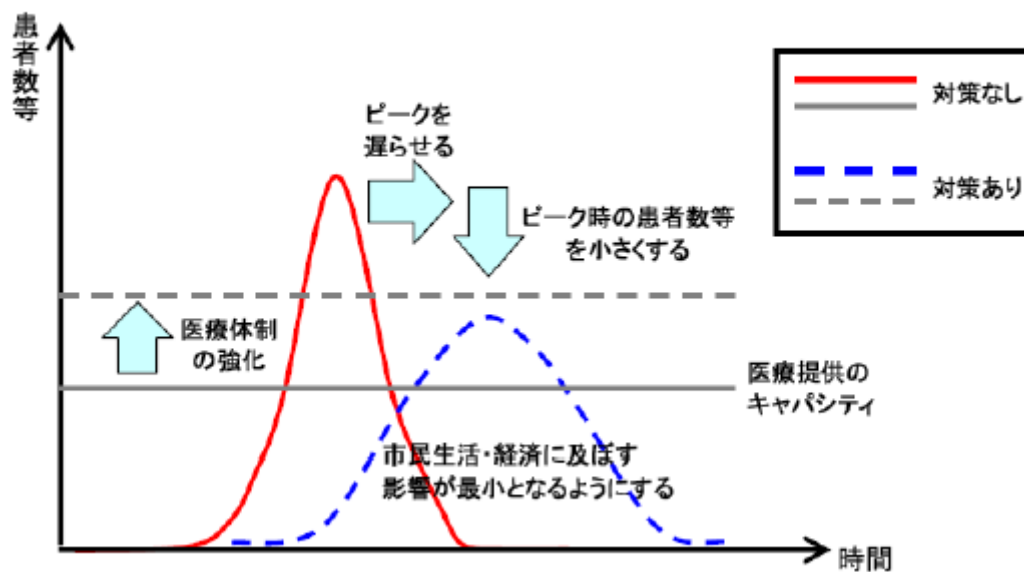
ウ) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(b) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ア) 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ) 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策の効果（概念図）】



【出典：川越市新型インフルエンザ等対策行動計画】

〈新型コロナウイルス感染症の発生状況〉

川越市における新型コロナウイルス感染症の発生状況は、令和2年3月10日に市内初の感染者が確認されて以降、令和5年5月7日現在で累計延べ人数 77,996 人が感染した。

2 商工業者の状況

- ・商工業者数 10,945 社
- ・小規模事業者数 7,048 社

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	農林漁業	18	14	郊外に広く分布している。
	建設業	1,144	1,074	市内各地に点在している。
	製造業	947	719	工業団地を中心に密集している。一部の工業団地は、荒川及び入間川流域浸水想定区域に含まれている。
	卸売・小売業	2,545	1,383	市内中心部に密集しているほか、市内駅周辺に分布している。
	サービス業	5,807	3,551	市内各地に広く分布している。
	その他	484	307	市内に広く分布している。

【出典：令和3年経済センサス】

3 これまでの取組

(1) 川越市の取組

① 計画策定

- ・川越市地域防災計画（昭和39年8月）
※策定後複数回修正し、令和5年11月修正（最新）
- ・川越市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月）
- ・川越市業務継続計画（地震編）（平成29年2月）※令和3年2月修正
- ・川越市国土強靱化地域計画（令和3年3月）

② 総合防災訓練の実施

川越市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。主な内容としては、災害情報の伝達収集・広報訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、帰宅困難者対策訓練、避難所・救護所開設・運営訓練などを実施し、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、緊急地震速報等の新たな防災対策をシナリオに取り入れるなどにより、その知識の普及に努める。

③ 防災備蓄品

川越市では、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

- ④ 外部との連携 ※災害時協力に関する主な協定（締結先）
- ・自治体相互応援協定
（県内市町村、レインボー協議会 外）
 - ・避難所・施設・住宅に関する協定
（埼玉県さいたま市、川越少年刑務所 外）
 - ・食料品・飲料水に関する協定
（㈱イトーセーブ、コカ・コーライーストジャパン㈱ 外）
 - ・輸送支援に関する協定
（朝日航洋㈱、埼玉県トラック協会川越支部 外）
 - ・燃料支援に関する協定
（埼玉県ＬＰガス協会川越支部、埼玉県石油商業組合川越支部）
 - ・医療支援に関する協定
（川越市医師会、埼玉県柔道整復師会川越支部 外）
 - ・復旧作業・設備に関する協定
（㈱セレスポ、埼玉県電気工事工業組合 外）
 - ・葬祭事業に関する協定
（埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）
 - ・情報提供その他に関する協定
（埼玉弁護士会川越支部、ＬＩＮＥヤフー 外）
 - ・帰宅困難者の受入れ等に関する協定
（川越第一ホテル、川越プリンスホテル 外）
- ⑤ その他の主な取組
- ・職員参集システムの運用
 - ・各種ハザードマップの作成
 - ・防災行政無線、コミュニティFM等による情報発信
 - ・自主防災組織の各種取組への補助
 - ・地域での防災訓練や防災講話への県の認定講師や職員の派遣

(2) 川越商工会議所の取組

- ① 市内事業者に対しての事業継続計画（以下「BCP」という。）策定の周知
- ② 日本商工会議所が運営するビジネス総合保険等の周知
- ③ 事業継続力強化計画対策セミナーの開催
- ④ 防災訓練の実施と防災備品の備蓄

II 課題

現状は、川越市地域防災計画において川越市と川越商工会議所との協力体制が記載されているものの、川越商工会議所における緊急時の取組が定められていないことから、災害発生時に取るべき行動が不明確となっている。

さらには、管内事業者に対する保険や共済の必要性やリスクの助言、事業継続力強化計画策定を助言できる川越商工会議所職員が不足しており、一部事業者のみが BCP を策定しているのが現状である。

Ⅲ 目標

- (1) 管内の小規模事業者に対し、川越市において想定される災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 事業継続力強化計画を策定する事業者の拡大を図る。
- (3) 過去の事例を基に、新型コロナウイルス等感染症などのリスクを喚起する。
- (4) 発災時における報告及び連絡を円滑に行うため、川越市と川越商工会議所との間における被害情報の報告ルートを構築する。
- (5) 発災後の速やかな復興支援を行うため、組織内における災害対応体制、関係機関との連携体制を強化する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

川越市と川越商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

川越市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時において速やかな応急対策等に取り組むことができるように準備を行う。

(1) 小規模事業者に対する自然災害発生リスク及び新型コロナウイルス等感染症リスクの周知

- ① ハザードマップ等を活用し、事業所の立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を最小限のとどめるための取組や対策について周知・説明を行う。
- ② 小規模事業者に対し、国の施策、損害保険の概要などを紹介するとともに、事業継続力強化計画の事例紹介を行いながら、計画策定の重要性和必要性を理解いただく。
- ③ 新型コロナウイルス等感染症のリスクや影響は、各事業者でも経験済みであり、その経験をベースとした効果的な対応策を再考いただく。
- ④ 専門家派遣を通して事業継続力強化計画の策定支援を拡大する。

(2) 川越商工会議所の事業継続計画の作成

川越商工会議所は、商工会議所機能を維持するため、令和7年度末までに事業継続計画の見直しを適宜行う。なお、本計画には、商工会議所重要業務の継続を図るため、以下の事項を定める。

- ① 商工会議所として優先する業務の特定
- ② 初動対応時に必要となる各種訓練の実施
- ③ 職員の安否確認方法
- ④ 災害時における災害対策本部の設置
- ⑤ 川越市や埼玉県商工会議所連合会との連携体制
- ⑥ その他、業務継続に必要な事項

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等との連携による、事業継続力強化計画の策定や事業継続力強化計画に関するセミナーの開催
- ② ビジネス総合保険等の損害保険の周知と加入促進
- ③ 各支援機関との連携

(4) フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認
- ② 事業継続力強化計画の効果検証

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ① 自然災害（地震・台風・水害等）が発生したと仮定し、川越市との連絡ルートを確認する。
- ② 避難訓練の定期実施、職員の安否確認、管内小規模事業者の被害状況を把握する訓練を実施。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助及び被害者の災害救助を優先し、以下の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関との連絡を行う。なお、発災時において、川越商工会議所職員やその家族が被災している場合、又は地震などで交通網が麻痺している場合などは、職員自身の安全確保を優先し、安全確保ができる状態になった際に出勤する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 自然災害の発災後 6 時間以内に職員の安否確認を行う（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を川越市と川越商工会議所で共有）。
- ② 新型コロナウイルス等感染症の国内感染者発生後には、職員の体調管理、事業所の消毒、職員への手洗いやうがい等の徹底を依頼する。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川越市における感染症対策本部設置に基づき、川越商工会議所での感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

（自然災害）

- ① 川越市と川越商工会議所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策を決める。
- ② 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は役割分担を決める。
- ③ 川越市は家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を、川越商工会議所は管内小規模事業者の大まかな被害状況を 5 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・管内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・管内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、川越市と川越商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2 週間以内	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 か月以内	1 日に 1 回共有する
1 か月～2 か月	2 日に 1 回共有する
2 か月以降	1 週間に 1 回共有する

（感染症）

- ① 川越市が策定した川越市感染症予防計画を参考に、必要な情報の把握と発信を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない行動を優先す

る。

- ③ 交代勤務やテレワークを導入するなど、体制維持に向けた対策を行う。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間に飛沫防止パネルを設置するなど、執務環境の整備を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ① 自然災害発生時又は新型コロナウイルス感染症拡大時に、管内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 二次被害の防止のため、被災地域で行うことを確認する。
- ③ 川越市と川越商工会議所は、被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④ 川越市と川越商工会議所が共有した情報を、埼玉県が指定する方法にて埼玉県に報告する。

< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- ① 相談窓口の開設方法について、川越市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合には、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、管内小規模事業者へ周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

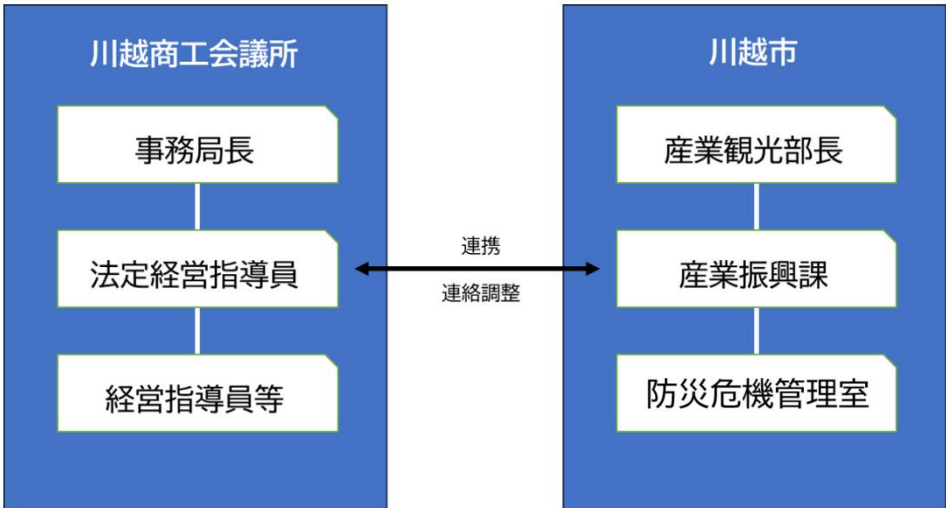
< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

- ① 埼玉県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者に対し、川越商工会議所では個別支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、川越市と川越商工会議所の職員だけでは対応が困難な場合、埼玉県商工会議所連合会を通じ、埼玉県や他地域の商工会議所・商工会等への応援派遣等を依頼する。
- ③ 川越商工会議所デジタル会報や川越市広報、ホームページにて公的支援制度に関する情報等を発信する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年4月現在)	
1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 (1) 当該経営指導員（上記、法定経営指導員）の氏名、連絡先 小林 祐介（連絡先は後述（3）①参照） (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の計画や実行 ・本計画に基づく進捗状況の確認、計画の見直し等のフォローアップ（1年に1回程度）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 (1) 川越商工会議所 〒350-8510 埼玉県川越市仲町 1-12 TEL:049-229-1810 FAX:049-225-2101 E-mail:keieishien@kawagoe.or.jp (2) 川越市 産業観光部 産業振興課 〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1 TEL:049-224-5934 FAX:049-224-8712 E-mail:sangyoshinko@city.kawagoe.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	300	2,500	2,500	2,500	2,500
1、チラシ等作成費	100	100	100	100	100
2、セミナー等開催費	100	100	100	100	100
3、専門家派遣費	0	2,200	2,200	2,200	2,200
4、諸会議開催費	50	50	50	50	50
5、その他	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・事業収入等による自主財源、川越市補助金、埼玉県補助金、国補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して事業を実施する者はありません	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	